

広島県議会情報公開・個人情報保護審査会意見（意見聴取7（情）第1号）

第1 審査会の結論

広島県議会議長（以下「議長」という。）が、本件審査請求の対象となった公文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 開示の請求

審査請求人は、令和7年7月10日付けで、広島県議会情報公開条例（平成14年広島県条例第25号。以下「条例」という。）第6条の規定により、広島県議会議長（以下「議長」という。）に対し、次の公文書の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

（開示の請求をした公文書の件名又は内容）

「2025年6月19（原文ママ）に「天皇陛下奉迎広島委員会（原文ママ）」の開催にみる権力機関の参加と違憲性等」に関して、別表①ないし⑨の事項に係る資料・記録等

2 本件請求に対する決定

議長は、本件請求文書のうち、①ないし⑤、⑦、⑨の事項に係る文書について、作成又は取得していないため、不存在を理由とする公文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和7年8月25日付けで審査請求人に通知した。

また、⑥及び⑧の事項に係る文書については、公文書を特定し、条例第10条第2号及び第3号に該当する情報が記載されていることを理由に公文書部分開示決定を行い、令和7年8月25日付けで審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和7年10月9日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、議長に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 作成又は取得していないことを理由とする不存在決定は、憲法に規定されている知る権利、アクセス権及び取得権の侵害である。

- (2) 行政手続法に規定されている行政行為の作為あるいは不作為であり、不当・不正・不法である。
- (3) 地方自治法に規定されている住民の福祉の向上に資するものではなく、公務員の憲法尊重擁護義務違反である。

第4 議長（議会事務局総務課）の説明要旨

議長が弁明書等で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 開示請求事項①ないし④は、請求文書の内容について、いずれも議会事務局において、当該事務を所管していないため、対象となる公文書は存在しない。
- (2) 開示請求事項⑤は、令和7年6月の天皇皇后の来広に関して、県議会として宮内庁からの法的根拠・伝達・要請・指示・予算関係・整理報告事項等が分かる記録・資料等の開示を求めるものであるが、宮内庁から議会事務局に対し、今回そのような要請等はないことから、対象となる公文書は存在しない。
- (3) 開示請求事項⑦は、請求事項の冒頭に、「湯崎（原文ママ）県知事が名誉会長に位置づいている事実にあつて」と記載があり、本文中の内容が、議会事務局において所管する事務でないことから、対象となる公文書は存在しない。
- (4) 開示請求事項⑨は、請求事項の冒頭に、「各教育委員会にあつては」と記載されており、議会に係る内容ではないことから、対象となる公文書は存在しない。

第5 審査会の判断

1 本件処分の妥当性について

本件処分について、天皇制等に係る事務は議会事務局の所管外のものであること、宮内庁から議会事務局に対し直接法的根拠の提示等がないこと、又は知事や教育委員会の所管する事務に関するものであることから、審査請求人が求める文書が議会事務局に存在しないことは客観的に見て明らかであり、議長の説明に不自然、不合理な点はない。

したがって、本件審査請求に対して公文書を不開示とした決定は、妥当である。

2 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 表

項目	請求内容
①	大日本帝国憲法にみる「天皇制」の権威性の下にあって、絶対的存在・「現人神」とする位置付けであり、例えば「教育勅語」にみる思想・行動に係り、歴史的な当時代のそれぞれの立場にあった。その状況下で、国家権力（天皇制と宮内庁）に従う地方権力（地方公的機関）において、「皇国臣民化」にむけ、どのように指示・命令・執行・処分などの役割を果たしてきたかの判る記録・資料等
②	戦時における天皇・ヒロヒトの存在にあって、大元帥・戦争統率者としてアジア地域の人々をはじめ多くの戦争犠牲者を出したが戦争責任を執らず歴史認識と天皇制の存在する問題の整理に関して、それぞれの立場からみる歴史的整理と平和遂行とした基本的認識のある計画的事業等の判る資料・記録等
③	現代にみる「天皇制」の維持継続に係る現憲法にある「象徴的存在」の位置づけにあっては、どのような「国事行為」であれば、法的根拠性があり不条理性・不可解性・法的不当性がないとする事由・根拠等の判る記録・資料等
④	現代の平和憲法の下で、「天皇制」は、主権の存する「日本国民の総意に基づく」存在とするが、国家権力（宮内庁）から従うとするそれぞれの立場にあって、憲法規定に基づく主権在民と基本的人権を侵害することなく平和な環境を創造する、あるいは地方自治法に基づき『住民の福祉の向上に資する』とする行事への首長関与・行政施策とする基準・規定・規程・規則等の判る記録・資料等
⑤	今次の宮内庁による「天皇皇后」の来広とする決定と地方権力との関係において、それぞれの立場にあって、宮内庁からの法的根拠・伝達・要請・指示、予算関係・整理報告事項等の判る関連する記録・資料等
⑥	「天皇陛下奉迎」関連行事を主催した「天皇陛下奉迎広島県委員会」から地方権力との関係において、申請・許認可・同意・予算要求・行事内容・整理報告事項等の判る記録・資料等
⑦	今次の「天皇陛下奉迎」の関連執務・行事に係り、湯崎県知事が名誉会長に位置づいている事実において、この「広島県委員会」との関係性がある事実に係り、憲法・地方自治法・特別公務員法・行政手続法・情報公開法等からみて、①主権在民・基本的人権を侵害していないか、②平和主義を切り崩していないか、③憲法尊重擁護義務を果たしているか、④憲法にある『平等の原則』に違反していないか、⑤地方自治法にみる『全体の奉仕者性』から逸脱していないか、⑥政治行政的な偏向的位置にあり片務的役割を果たしていないか、⑦全体の奉仕者性を踏み躪っていないか、⑧選挙をした県民を裏切っていないか、⑨名誉会長となるための手続きに不作為はないか、⑩予算の執行は正しく行われているか、⑪県民にむけての情報発信を可能な限り務めてきたか、⑫賛否の声から具体的整理をしてきたか、などの判る記録・資料等、つまり法的根拠・位置づける事由・違憲性等の判る記録・資料等
⑧	今次の「天皇陛下奉迎」関連行事に係り、広島市長をはじめ議会議長らの参加にあって、それぞれの立場から、上記の同類・同様・同質の問題性、違憲性・違反性・違法性等はないと判る記録・資料等
⑨	今次の「天皇陛下歓迎」関連行事に係り、各教育委員会にあっては、①上記の①から⑧をふまえたうえで、宮内庁・県知事・各議長・市長・各執行部から一連の行事関連事項の判る通知・送達・指示・要請等の記録・資料等、②憲法・こどもの権利条約・教員労働規約・教育公務員法などの、教育の自由と思想の自由・表現の自由などとの関連事項からみて、教員の参加自体および児童・生徒の行事参加を薦めることの問題性と違憲性・違法性・違反性など一定の問題整理をしたことの判る記録・資料等、③「天皇陛下奉迎広島県委員会」と称する天皇皇后賛美・天皇制擁護とする憲法逸脱行為・人権侵害等の蹂躪・戦争遂行の基本的思考・平和環境の創造の欠如などとする一定の思考・指向・志向とする団体の主催する行事に参加する・参加させる事由・法的根拠・予算執行・問題整理事項などの判る記録・資料等

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
8. 2. 16	・ 議長から意見を求められた。
8. 3. 9 (審査会)	・ 意見を求められた事項の審議を行った。

参 考

意見に関与した委員

会 長	松 岡 宏 道
委 員	窪 田 泰 久
委 員	瀧 本 実
委 員	石 津 正 啓
委 員	出 原 昌 直